



確定申告のお知らせ

申告は e-Tax でお早めに！

税目	平成23年分の申告書提出の期限と税金納付の期限	振替納税を利用した場合の振替日
所得税	平成24年3月15日(木)まで	4月20日(金)
贈与税	平成24年3月15日(木)まで	
個人の消費税・地方消費税	平成24年4月2日(月)まで	4月25日(水)

国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)

「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます！！



印刷して郵送等で提出！
(添付書類と一緒に提出してください。)

e-Taxで送信！
(詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。)

- 作成した申告書は、郵送でも提出できます。申告書「控用」の返送を希望される方は、返信用封筒に切手を貼付し、同封してください。
- 振替納税を利用する場合には、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を各税目の納付期限までに税務署へ提出してください。なお、還付申告に伴う還付金の受取は、口座振込をご利用ください。
- 平成23年分所得税の確定申告から公的年金を受給されている方の中で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額の合計が20万円以下の場合、確定申告書を提出することを要しないこととなりました。また、扶養親族のうち16歳未満の方に対する扶養控除が廃止されました。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。または税務署へお問い合わせください。(本紙の裏面にも税法改正の説明が掲載されています。)

申告書作成相談のご案内

- 申告書作成相談会場では、パソコンまたは確定申告の手引きなどをお使いいただき、ご自身で申告書を作成していただきます。
- 税務署では、画面の案内に従って入力するだけで自動計算される、便利で簡単なパソコンでの作成指導を行っています。
- ご来場の際は、次のものをお持ちください。
①前年分の確定申告書等の控、②源泉徴収票、国民年金保険料の支払いを証する書類、国民健康保険料・介護保険料の支払金額の分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書(その他の所得控除がある場合は、その所得控除の金額を計算できる書類)、③印鑑・計算器具・筆記用具・その他申告に必要な資料など。

※ 混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

(1) 税務署での申告書作成相談

税務署名	会場	所在地	時間
芝税務署	5階会議室	港区芝5-8-1	午前9時15分から午後5時まで
麻布税務署	別棟会議室	港区西麻布3-3-5	

○ 芝・麻布税務署では、土曜日・日曜日・祝日の執務は行っておりません。

(2) 税理士による小規模納税者の方などのための無料申告相談

期間	会場	所在地	時間
1月31日(火)~2月3日(金) 2月15日(水)~17日(金) 2月23日(木)・24日(金)	白金台いきいきプラザ 集会室B	白金台4-8-5	午前9時30分から12時まで 午後1時から3時半まで (12時から1時まではお昼休みとなっておりますのでご了承ください。)
2月7日(火)~10日(金) 2月21日(火)・22日(水)	高輪区民センター 1階集会室	高輪1-16-25	
2月14日(火)	生涯学習センター(ばるーん) 101学習室	港区新橋3-16-3	
2月20日(月) 2月27日(月)~3月2日(金)	港勤労福祉会館 第一洋室	芝5-18-2	
2月6日(月)~10日(金)	麻布税務署 別棟会議室	西麻布3-3-5	午前9時15分から午後5時まで

○ 小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告(土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く。)を対象としております。

(3) 「パソコンによる確定申告センター」の開設

期間	会場	所在地	時間
2月1日~3月15日(土、日、祝日除く)	新宿アイランド地下1階「アクアプラザ」	新宿区西新宿6-5-1	午前9時15分から午後5時まで

○ 提出された申告書等は、それぞれの住所地(納税地)を所轄する税務署へ送付します。

(4) 2月19日(日)・2月26日(日)、東京国税局で申告作成・提出会場を開設

期間	会場	所在地	時間
2月19日及び2月26日の日曜日のみ	東京国税局1階共用講堂	千代田区大手町1-3-3	受付 午前8時30分から午後4時まで 相談 午前9時15分から午後5時まで (提出は午後5時まで)

○ 当日は国税の納付及び納税証明書の発行はできません。なお、芝税務署・麻布税務署では当日の執務は行っておりません。



【確定申告に関するお問い合わせ先】...自動音声でご案内しております

芝税務署 〒108-8401 港区芝5-8-1 Tel.3455-0551
麻布税務署 〒106-8630 港区西麻布3-3-5 Tel.3403-0591

申告はe-Taxで！
詳しくは国税庁ホームページをご覧ください





ご存知ですか？

平成23年分 所得税の改正について（主なものを一部抜粋）

○ 年金所得者の申告手続きの簡素化

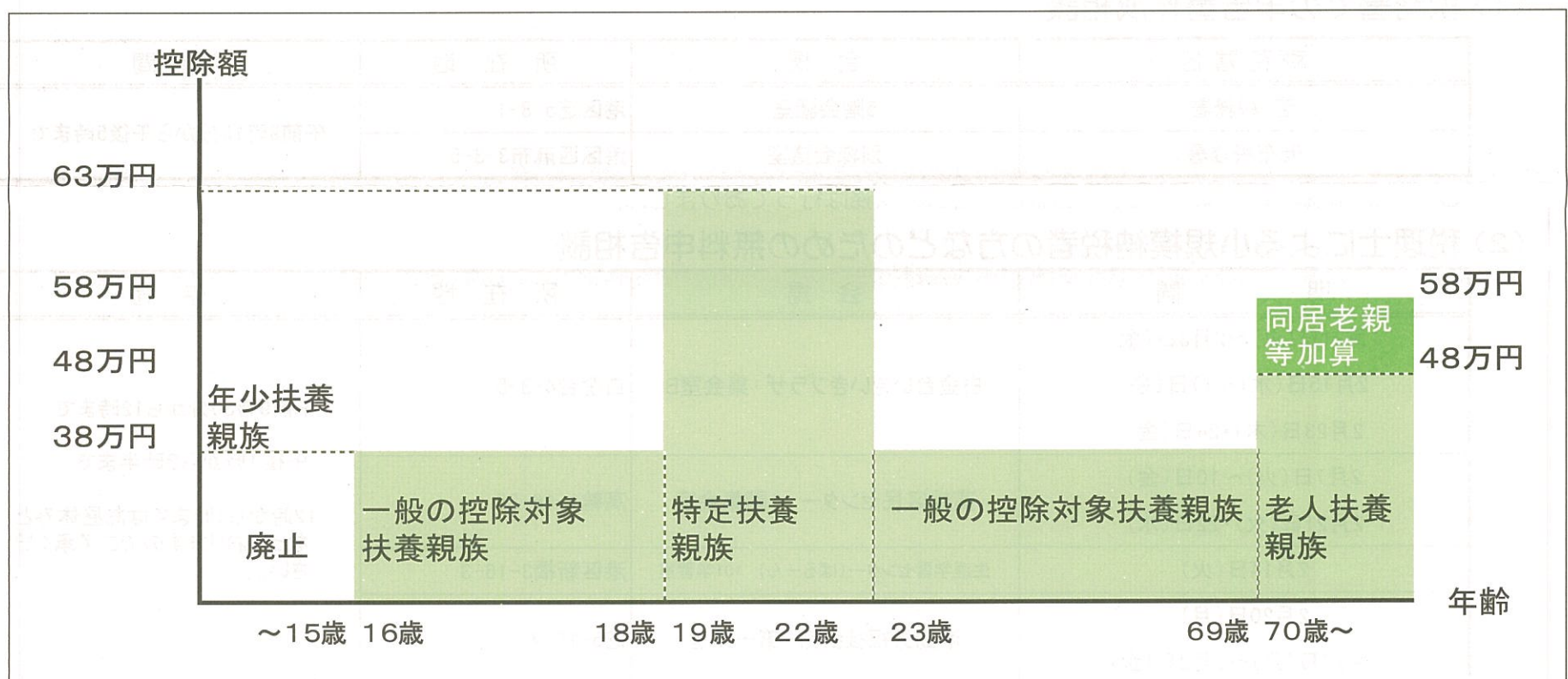
その年において公的年金等に係る雑所得を有する方で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました。

公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告は必要です。（確定申告書の提出を要しない場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。）

○ 扶養控除等の改正

扶養親族のうち、年齢16歳未満の方に対する扶養控除が廃止されました。

年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除の額が38万円とされました。



国税庁HPをご覧ください

「国税庁」で検索！（www.nta.go.jp）

○ 自宅からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができる大変便利なe-Tax（国税電子申告・納税システム）や、上記の「所得税の改正のあらまし」、「タックスアンサー（Q&A）」及び、指示に従って入力するだけで申告書を作り上げることのできる「確定申告書等作成コーナー」等便利な情報がいっぱいです。